

「関市武儀福祉センター」指定管理者候補者（優先交渉権者）の選定について

「関市武儀福祉センター」の指定管理者に応募した応募者に対し、関市指定管理者審査委員会審査委員によるヒアリング審査を行った結果、次のとおり指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定しました。

【審査委員会開催日】

令和4年10月12日（水）

【審査委員会の名簿】

	氏名	備考
委員長	山下 清司	関市 副市長
委員	宮城 俊彦	岐阜大学大学院工学研究科特任教授
委員	落合 伸弘	税理士
委員	土屋 昭代	社会保険労務士
委員	平川 恭介	関市 財務部長
委員	森 小百合	関市 健康福祉部長

【応募者数】

1者

【選定結果】

優先交渉権者

社会福祉法人 大和社会福祉事業センター

順位	候補者名	指定管理料の金額	得点
優先交渉権者	社会福祉法人 大和社会福祉事業センター	79,315 千円	420点

出席委員数：6名

総得点数：600点

割合：70.0%

管理運営の基本方針	法人、団体の経営能力	人員配置計画	施設の維持・管理業務	事業計画（施設管理）	事業計画（地域包括支援）	指定管理料
44点/60点	44点/60点	40点/60点	80点/120点	80点/120点	84点/120点	48点/60点
73.3%	73.3%	66.6%	66.6%	66.6%	70%	80%

### 【選定基準】

全委員の総得点数が高い応募者の順に優先交渉権者、第2交渉権者とします。なお、各審査項目及び合計点数が6割を満たなかった場合は、市と事業者で「個別協議」を行います。

### 【選定理由】

審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行い、採点した結果、全審査項目及び合計点数が6割以上を確保しており、応募者を優先交渉権者として選定しました。

社会福祉法人大和社会福祉事業センターの提案は、利用者のサービス向上と利用の促進が期待でき、施設の目的を踏まえた適正な管理が見込まれることから、優先交渉権者とします。